

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
花卉・種苗販売		ジャパンアグリバイオ株式会社		浜松市中区板屋町110-5浜松第一生命日通ビル12階（053-457-8600）				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上 の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1 日	1日を超える一定の期間（起算） 1か月（毎月1日） 1年（1月1日）		
① 記②に該当しない労働者	販売繁忙時の受注や納品対応	花卉・種苗販売	11人	8時間	4時間	45時間	360時間	平成29年1月1日～ 平成29年12月31日
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上 の者〕	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期 間
イベント参加、展示会実施等		花卉・種苗販売	11人	土日祝日	法定休日の内 月2回 午前8時30分～午後5時30分			平成29年1月1日～ 平成29年12月31日

協定の成立年月日 平成28年12月19日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
平成28年12月19日

職 名
氏 名

代田 智司



職 名

ジャパンアグリバイオ株式会社

使用者

氏 名

代表取締役 井ノ辻 猛



一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。ただし、販売繁忙時に通常時より大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月60時間まで、1年480時間まで延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合また1年360時間を超えた場合の割増賃金率は 25%とする。

浜 松

労働基準監督署長 殿